

指定訪問入浴（介護予防訪問入浴介護）事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は、KT 合同会社 が開設する おふろごてんまり訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問入浴介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等図るものとする。

3 居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おふろごてんまり訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 秋田県由利本荘市桜小路 25-8 1号室

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 1人以上
利用者の健康状態の確認及び指定訪問入浴介護等に必要な保険衛生上の業務を行う。
- (3) 介護職員 2人以上
指定訪問入浴介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

(指定訪問入浴介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 1 指定訪問入浴介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもとし、当該指定訪問入浴介護等法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 全身浴
- (2) 部分浴
- (3) 清拭

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護等の提供に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して前項に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、由利本荘市、にかほ市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条 1 利用者は安全に快適にサービスが提供されるよう従業者の指示に従ってサービス提供を受ける。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって訪問入浴介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問入浴介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに連絡を行う等の設置を講じる。

(苦情処理)

第10条 1 指定訪問入浴介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要

な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問入浴介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは指示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指示又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問入浴介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問入浴介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時時の対応）

第 11 条 1 利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故に状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条 1 事務所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を設備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事務所は、サービス提供中に、当該事務所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 13 条 1 事業者は障害福祉サービスの実施にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急のやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(個人情報の保護)

第14条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事務所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画 BCP の策定に関する事項)

第15条 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための感染症発生時及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、継続的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 1 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号における措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(2) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用してできるものとする。）をおおむね6月に1回開催するとともに従業者に周知徹底を図る。

(就業環境の確保)

第17条 1 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス提供記録等)

第18条 事業所は利用者のサービスが終了した場合その記録は5年間保管するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 1 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上に知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は KT 合同会社 代表社員と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 2024年4月1日 から施行する